

第 10 回杉並区清掃審議会 記録

日 時	平成 14 年 2 月 28 日 (木) 午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分	
場 所	杉並区立産業商工会館 3 階 講堂	
出席者	委員	藤井会長、前田職務代理、石川委員、花形委員、大橋委員、小澤委員、小池委員、本橋委員、内藤委員、松原委員、小川委員、くれまつ委員、とかしき委員 (13 名)
	区側	環境清掃部長、清掃管理課長、リサイクル清掃課長、東清掃事務所長、西清掃事務所長、清掃事業所長、リサイクル清掃課作業係長
事務局	清掃管理課清掃計画係長、清掃計画係主査、清掃計画係主事	
傍聴者数	0 名	
資 料	<p>平成 12 年度杉並中継所運営経費について</p> <p>プラスチックリサイクルについて</p> <p>「さらなるごみ減量を考える」～経済的手法を取り入れた日野市の事例～</p> <p>廃棄物処理法改正の動向に関する新聞記事</p> <p>廃棄物関連雑誌 寄稿論文</p> <p style="text-align: center;">「リサイクル技術の自由選択と隠されたコストの検証を！</p> <p style="text-align: center;">容器包装リサイクル法の効果的運用に向けて 」</p>	
議 題	<p>< 区からの報告事項 ></p> <p>平成 12 年度杉並中継所運営経費について</p> <p>「さらなるごみ減量を考える」～経済的手法を取り入れた日野市の事例～</p> <p>廃棄物処理法改正の動向に関する新聞記事</p> <p>廃棄物関連雑誌 寄稿論文</p> <p style="text-align: center;">「リサイクル技術の自由選択と隠されたコストの検証を！</p> <p style="text-align: center;">容器包装リサイクル法の効果的運用に向けて 」</p> <p>< 審議事項 ></p> <p>杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて</p>	
発言要旨	別紙のとおり	

第 10 回杉並区清掃審議会 発言要旨

発 言 者	発 言 内 容
会 長	開会する。 (午後3時)
清掃管理課長	<p>本日の資料を説明願う。</p> <p style="text-align: center;">資料確認</p> <p>平成 12 年度杉並中継所の運営経費について説明する。運営経費は 7 億 6,000 万円であり、費用は区の経常支出予算である。中野区と練馬区の受入れ分については、都区財政調整制度により措置されているため、直接杉並区に経費的な面での負担はない。</p>
会 長	中継所を経由せずに最終処分場に持ち込んだ場合の費用はどの程度か。
清掃管理課長	経由した場合と比較して約 6 億 8,000 万円余分にかかる。
会 長	審議に入る。今後 7 月の最終答申へ向け、以前配付した資料をもとに審議を進めていく。
事務局	<p>なお、最大の焦点となるプラスチックの有効利用については、本日をもって一応終了させ、次回はコストに関する議論をする。問題は、今後 10 年間に特にプラスチックの処理をどういう方向で議論するかである。資料を説明願う。</p> <p>資料「プラスチックリサイクルについて」説明する。</p> <p>プラスチックのリサイクルを議論するうえで、その方式から次の三つに分類できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象をプラスチック全般とし、行政による回収を行う。 対象をプラスチック容器包装全般とし、行政による回収を行う。 対象を特定のプラスチック製容器包装とし、行政による回収、店頭・拠点回収、集団回収をいずれか単独または組み合わせて行う。
会 長	以上のうち、杉並区ではどのような類型がよいのかご意見願う。
委 員	三類型のうち、どれがコストの面及び回収率の面で優れているのか。また、資料によれば、平成 11 年度杉並区のペットボトル回収量は 23 区の 10 分の 1 とあるが、その根拠を説明願う。
事務局	<p>については、回収する車種によるため、コストの算出は困難である。回収量の点からは、プラスチック全般とすれば容器包装以外も含まれるため、回収量が増え収集・運搬費用が高くなる。 については、回収方法の選択の幅が広く、それぞれの方式別に費</p>

	<p>用を算出することは可能である。また、ペットボトルの店頭回収量は、協力店舗数に左右されるが、杉並区はその数が多いため、回収量も他区と比較して多くなる。</p>
<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>杉並中継所を不燃ごみの分別センターにして、プラスチックを選別することは可能か。基本的な前提として、区民の協力による分別が徹底されない限り、中継所は必要であると認識している。</p>
<p>会 長</p>	<p>昨年実施の廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業は に相当する。ただし圧縮梱包は行わず、直接再資源化施設に持ち込んでいる。</p>
<p>委 員</p>	<p>プラスチックの選別を行う場合、容器の汚れが原因の異臭が発生するため、区内で同様の施設を設けるのは困難である。</p>
<p>会 長</p>	<p>の方式は、集団回収などの自由度が極めて高い仕組みを利用して収集するものであるが、事例が少ない。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>品目を限定しているという意味においてはいくつか事例がある。</p>
<p>会 長</p>	<p>プラスチックの分別に積極的な区民もいれば、そうでない区民もいると思われるが、杉並区の場合、自由度の高い の方式が十分ありうるのではないか。コンビニの有効利用も考えられる。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>について、14 年4月から隔週で豊島区が全域でペット以外のボトルに限定して回収する。</p>
<p>委 員</p>	<p>水俣市では、 と の中間方式を導入し、23 分別を行い、市民に分別のチェックをお願いしている。区でも同様の方法を行えないか。</p>
<p>リサイクル清掃課長</p>	<p>現在のところ考えていない。</p>
<p>委 員</p>	<p>容器包装リサイクル法の枠組みに乗せると、収集後の容器包装については無償で輸送できる。独自ルートの場合、分別を徹底し品質の良好なものを回収したとしても、再資源化施設までの輸送費が必要である。法律自体が、分別の努力をしようとする人にやめるよう説得しているかのような形になっている。独自ルートで再資源化する場合、販売ルートに乗るくらいの品質であって初めて採算が取れる。</p> <p>プラスチックの回収を行っている自治体のアンケート調査結果によると、ペットボトルの回収率は平均 30%である。回収方式によって回収率は異なるが、拠点回収による場</p>

<p>委員</p> <p>リサイクル清掃課長</p>	<p>合は、拠点までの距離によって回収率は大きく異なる。</p> <p>14年度予算案によると、区立施設50か所でペットボトルの回収を実施するとあるが、この事業は店頭回収の拠点が少ない地域の回収率を向上させるために実施するのか。具体的にどの施設を予定しているか。なぜ店頭回収でなく区立施設を利用するのか。</p>
<p>委員</p> <p>リサイクル清掃課長</p>	<p>現在の店頭回収システムは、行政が回収の主体となり、回収ボックスの設置は事業者にお願いしている。行政回収と事業者回収との折衷案としての経緯がある。審議会中間答申にあるように、今後も回収を積極的に推進する。その一環として13年度も50か所を増設したが、14年度は協力事業者がなく、区施設において回収することとなった。</p>
<p>委員</p> <p>リサイクル清掃課長</p>	<p>ペットボトル以外に品目を加える計画はあるか。区立施設への設置にあたってはどのようなボックスを想定しているか。</p> <p>回収品目を増やす予定はない。一般的なペットボトル回収用のボックスを用いる。</p>
<p>委員</p> <p>委員</p>	<p>その場合店頭回収と同様、毎日回収することとなるが、現実には輸送費が中継所の経費の半分以上を占める。</p> <p>流通コストを抑えるには、商品ごとにバーコードで識別し、材質ごとにシュレッダーにかけるとよい。技術的に可能であり、海外では実際に利用しているところもある。しかし容器包装リサイクル法上それが認められていない。</p>
<p>会長</p> <p>リサイクル清掃課長</p>	<p>区立施設を利用したペットボトルの回収は、集団回収の議論と結びつかないか。</p> <p>実施をしていく中でそうした申し出があれば積極的に考える。</p>
<p>委員</p> <p>委員</p>	<p>利用者の立場としては、収集日が限定される集団回収と比較して拠点回収の方が利便性は高い。ただし集団回収の場合は回収場所が常設ではないが、区立施設で行う場合には常設となるため、それによって不利益を被るおそれのある設置周辺への理解や承認が必要である。事業者が自己管理できる店頭回収のメリットは必ずしも当てはまらない。</p>
<p>委員</p> <p>委員</p> <p>会長</p>	<p>コストを議論するうえで、容器包装リサイクル法にのるかどうかは大きく影響する。</p> <p>プラスチックの有効利用は、区民の協力があって初めて実現可能である。質のよいプラスチックをより多く回収することができればコストの削減につながる。区民主導型の地域特性を最大限活かす立場からは、必ずしも多分別がよいとは限らない。</p> <p>以前第一分科会でも、多分別は難しいとの議論があった。</p>

委 員	ごみ会議の提言は、審議会にも重要な意味があると認識している。審議会委員以外の区民の意見を直接聴く場がほしい。
清掃管理課長	4月以降そのような機会を設けたい。 次いで経済的手法を取り入れた日野市の取組みについて、資料をもとに報告する。
委 員	有料化に至った経緯、市民に対する訴え方は参考になる。
清掃管理課長	拡大生産者責任（EPR）をめぐる廃棄物処理法改正の動向に関する新聞記事について報告する。環境省は、中央審議会の答申を得て来年に法案を提出する予定である。
事務局	最後に廃棄物関連雑誌の寄稿論文について報告する。限りなく分別数を増やすことに否定的であり、住民負担を勘案したうえでどこまで分けるのかを決めるべきであるとの見解である。
会 長	今回は3月28日を予定している。 会議を閉じる。

（午後5時00分）